

北第 1 地域包括支援センター
運営法人募集要項

平成 2 7 年 6 月

堺市健康福祉局 長寿社会部 高齢施策推進課

1. 募集の目的

現在の医療法人紀和会による運営において職員体制が整わなかったため、北第1地域包括支援センターの新たな運営法人の募集を行います。

2. 実施業務

(1) 委託業務

介護保険法（以下「法」という。）第115条の45第2項各号に規定する包括的支援事業

(2) 事業者指定業務

法第8条の2第16項に規定する指定介護予防支援業務

※ 下記の法令、手引き等をよくご理解ください。

- ・介護保険法、介護保険法施行令、介護保険法施行規則
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- ・地域包括支援センターの手引き（厚生労働省老健局）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/03/tp0313-1.html>

- ・地域包括支援センター業務マニュアル（財団法人 長寿社会開発センター）

<http://www.nenrin.or.jp/regional/manual.html>

3. 北第1圏域の概要

(1) 担当区域（小学校区）：東浅香山、新浅香山、五箇荘、五箇荘東

(2) 人口等（平成27年3月）：

総人口	65歳以上人口	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
38,293	8,492	335	272	338	377	222	204	159

(3) 相談実績（平成24～26年度）：

	新規相談	再相談	合計
平成24年度	278	1,174	1,452
平成25年度	294	1,535	1,829
平成26年度	255	1,836	2,091

(4) 介護予防支援実績（平成24～26年度）：

	包括プラン		委託プラン		合計
	新規	継続	新規	継続	
平成24年度	129	868	257	1,765	3,019
平成25年度	6	658	125	2,671	3,460
平成26年度	5	582	136	2,829	3,552

4. 委託契約期間

平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

その後、平成 30 年 3 月 31 日までは、運営に問題がない限り、毎年度契約を更新します。

※ 契約開始日については、選定された法人と協議のうえ、変更することがあります。

5. 応募資格

包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる老人介護支援センターの運営法人、医療法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人であって、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び堺市契約規則（昭和 50 年規則第 27 号）第 3 条の規定に該当しない法人であること。
- (2) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）による入札参加停止または入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止または指名回避を含む。）を受けていない法人であること。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税、市税の滞納がないこと。
- (4) 次の各号に該当する者が役員となっていない法人であること。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 法律行為を行う能力を有しない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - カ 堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者

6. 人員配置

次の(1)(2)(3)の資格を有する専従の常勤職員を各 1 名以上配置し、管理者（兼務可能）配置することとします。

- (1) 保健師またはこれに準ずる者
準ずる者とは、地域ケア・地域保健等に経験のある看護師（准看護師は含まない）
- (2) 社会福祉士またはこれに準ずる者
準ずる者とは、福祉事務所等の現業員等の業務経験が 5 年以上または介護支援専門員の業務経験が 3 年以上あり、かつ高齢者の保健・福祉に関する相談援助業務に 3 年以上従事した経験を有する者
- (3) 主任介護支援専門員

7. 設備等

- (1) 北第1圏域内に地域住民の利便性に配慮した場所に事務所を設置するとともに、バリアフリーに配慮した設備とすること。
- (2) 事務室及び相談室（プライバシーに配慮したもの）を設けること。なお、併設の事業所等がある場合は、地域包括支援センターの事務スペースとは分離すること。
- (3) 地域包括支援センター専用の電話、FAX、Eメールアドレスを取得すること。

8. 委託料等

(1) 包括的支援業務

委託料上限 16,182 千円（平成 27 年 9 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の場合）

<内訳>

基本費 12,312 千円

初期費用 3,170 千円

事務所費（賃貸の場合のみ） 700 千円

（運営法人の見積書に基づき、契約額を決定します。）

(2) 指定介護予防支援業務

指定介護予防支援業務については、介護報酬（平成 27 年度現在 4,601 円/月、初回加算 3,210 円）が支払われます。ただし、指定介護予防支援業務を一部委託する場合は、居宅支援事業所に 1 件 4,140 円/月、初回加算 3,049 円を支払うこととします。また、指定介護予防支援業務を一部委託した国保連への請求業務は、社会福祉法人堺市社会福祉協議会が実施し、当法人に 1 件 200 円/月を支払うこととします。

9. 説明会

応募する法人は参加をお願いします。

開催日時：平成 27 年 6 月 11 日（木） 14 時～17 時

開催場所：堺市役所本館地下 1 階 会議室 1

申込締切：平成 27 年 6 月 10 日（水）

10. 応募方法等

(1) 提出書類

「北第1地域包括支援センター応募書類」のとおり

(2) 受付期間

平成 27 年 6 月 12 日（金）から平成 27 年 7 月 10 日（金）まで
9 時から 17 時まで（土曜日・日曜日を除く）

(3) 提出場所、方法

堺市役所本館 7 階 高齢施策推進課に持参してください。

(4) 提出部数

正本 1 部、副本 10 部（複写可）を提出してください。

詳しくは、「北第1地域包括支援センター応募書類」をご覧ください。

1 1. 選定について

(1) 選定方法

堺市地域介護サービス運営協議会に設置した地域包括支援センター選定部会において、応募者の審査を行います。

(2) 選定基準

書類審査及びプレゼンテーション（ただし、応募が1法人の場合は書類審査のみ）

項目	配点
法人に関する事項	50
運営方針・事業計画	25
センター運営に関する事項	125

1 2. スケジュール

平成27年6月1日	募集要項公開
平成27年6月11日	説明会開催
平成27年6月12日	募集開始
平成27年7月10日	募集締切
平成27年7月中旬	選定部会開催
平成27年7月下旬	運営法人の決定、選定結果の通知
平成27年8月	開設準備、業務説明・引き継ぎ
平成27年9月	運営開始

1 3. 提出及び問い合わせ先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市健康福祉局 長寿社会部 高齢施策推進課 在宅福祉係

TEL 072-228-8347

FAX 072-228-8918

e-mail kosui@city.sakai.lg.jp